

## 【お知らせ】

### 実地試験の受験について

今回の試験で学科試験に合格した方が、2級建築施工管理技術検定試験の実地試験を学科試験免除で受験するためには、いくつかの制約があります。次の内容を必ずご理解のうえで、学科試験の受験申し込みを行ってください。

#### (1) 学科試験免除期間

学科試験に係る合格発表の日に属する年度の初日から起算して12年以内で連続する2回の学科試験が免除

① 学科試験免除期間内に実地試験に合格できなかった場合は、再度、学科試験から受験することになります。

② 学科試験が免除されるのは、種別「建築」に限ります。

#### (2) 上記の有効期間内に次の①及び②の両方の受検資格を満たすと実地試験を受験できます。

受検資格は、最終学歴に応じて定められた建築工事（建築基準法に定める建築物等）の施工管理に携わった実務経験年数によって判定されます。その概要は次のとおりです。

##### ①最終学歴と実務経験年数

最終学歴に応じて、必要とされる実務経験年数は下表のとおりです。

最終学歴	実務経験年数	
	指定学科卒業	指定学科以外卒業
大学 専門学校の「高度専門士」	卒業後1年以上	卒業後1年6ヶ月以上
短期大学 5年制高等専門学校 専門学校の「専門士」	卒業後2年以上	卒業後3年以上
高等学校 専門学校の「専門課程」	卒業後3年以上	卒業後4年6ヶ月以上
その他(最終履歴を問わず)	8年以上	

②実務経験の内容について

受検資格として認められる実務経験は、下の〔表I〕と〔表II〕を参照してください。

〔表I〕実務経験として認められる工事種別(業種)・工事内容・受検種別

2級建築施工管理技術検定試験は、受検種別が3つ(「建築」、「躯体」、「仕上げ」)ありますが、今回の「学科試験のみ」受験で合格した者が、学科試験免除で「実地試験」を受験するには、「建築一式工事の実務経験」を積む必要があります。

“合格した受検種別”と異なる工事種別「躯体」または「仕上げ」の実務経験の場合、学科試験免除とならず、再度、学科試験から受験することが必要となります。

①【建築一式工事(ゼネコン等)の実務経験の方】

主な工事種別(業種)	主な工事内容
■建築一式工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>■事務所ビル建築工事</li> <li>■共同住宅建築工事</li> <li>■一般住宅建築工事</li> <li>■建築物解体工事<sup>注</sup> 等</li> </ul>

受検種別

**建築**

<sup>注</sup> 総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を解体する工事

②【建築工事のうち、主要構造部分(躯体系サブコン等)に関する工事の実務経験の方】

主な工事種別(業種)	主な工事内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>■大工工事(躯体)</li> <li>■型枠工事</li> <li>■とび・土工・コンクリート工事</li> <li>■鋼構造物工事</li> <li>■鉄筋工事</li> <li>■ブロック工事</li> <li>■解体工事</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■大工工事(躯体)</li> <li>■型枠工事</li> <li>■足場仮設工事</li> <li>■囲障工事</li> <li>■コンクリート工事</li> <li>■鉄骨工事</li> <li>■鉄筋加工組立工事</li> <li>■ガス圧接工事</li> <li>■コンクリートブロック積み工事 等</li> <li>■とび工事</li> <li>■建築物解体工事</li> <li>■(PC,RC,鋼)杭工事</li> <li>■地盤改良工事</li> <li>■屋外広告工事</li> </ul>

受検種別

**躯体**

③【建築工事のうち、内外装(仕上げ系サブコン等)に関する工事の実務経験の方】

主な工事種別(業種)	主な工事内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>■造作工事</li> <li>■左官工事</li> <li>■石工事</li> <li>■屋根工事</li> <li>■タイル・レンガ工事</li> <li>■板金工事</li> <li>■ガラス工事</li> <li>■塗装工事</li> <li>■防水工事</li> <li>■内装仕上工事</li> <li>■建具工事</li> <li>■熱絶縁工事</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■造作工事</li> <li>■レンガ積み工事</li> <li>■ALCパネル工事</li> <li>■サイディング工事</li> <li>■左官工事</li> <li>■モルタル工事</li> <li>■吹き付け工事</li> <li>■とぎ出し工事</li> <li>■洗い出し工事</li> <li>■石積み(張り)工事</li> <li>■エクステリア工事</li> <li>■屋根葺き工事</li> <li>■建築板金工事</li> <li>■ガラス加工取り付け工事</li> <li>■塗装工事</li> <li>■アスファルト防水工事</li> <li>■モルタル防水工事</li> <li>■シーリング工事</li> <li>■塗膜防水工事</li> <li>■シート防水工事</li> <li>■注入防水工事</li> <li>■インテリア工事</li> <li>■天井仕上工事</li> <li>■壁張り工事</li> <li>■内部間仕切り壁工事</li> <li>■床仕上工事</li> <li>■畳工事</li> <li>■ふすま工事</li> <li>■家具工事</li> <li>■防音工事</li> <li>■金属製建具取付工事</li> <li>■サッシ取付工事</li> <li>■金属製カーテンウォール取付工事</li> <li>■シャッター取付工事</li> <li>■木製建具取付工事</li> <li>■建築断熱工事 等</li> </ul>

受検種別

**仕上げ**

※工事種別・工事内容と受検種別が一致しない場合は受験できません!

〔表II〕実務経験として認められる「従事した立場」

従事した立場	〔表I〕の工事に携わった時の立場
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○施工管理(請負者の立場での現場管理業務(現場施工を含む))</li> <li>○設計監理(設計者の立場での工事監理業務)</li> <li>○施工監督(発注者の立場での工事監理業務)</li> </ul>
※上記の従事した立場以外の実務経験では受験できません	